

第14号様式（第8条関係）
（その1）



収 支 報 告 書

令和 6 年分
（令和 年 月 日開催分）

（ふりがな） じゅうみんしゅう みねしぶ
1 政治団体の名称 自由民主党 美祢支部

2 主たる事務所の所在地 山口県美祢市大嶺町北分604-2

3 代表者氏名 森中克彦

4 会計責任者の氏名 秋山哲朗

事務担当者

（氏名） 杉原 恵

（電話） 0837-53-0007

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2
☒ 政党の支部 第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億			百万	1	4	9	9	千	5	4	5	円	✓
(前 年 か ら の 繰 越 額)								4	3	7		9	2	7		✓
(本 年 の 収 入 額)						1	0	6	1			6	1	8		✓
支 出 総 額								8	9	1		9	7	3		✓
翌 年 へ の 繰 越 額								6	0	7		5	7	2		✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			百万	1	1	4	千	6	0	0	円	
員 数											1	0	4		✓

(2) 寄附

ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額										備 考		
(ア) 個 人 か ら の 寄 付			十億			百万			千		円		
(うち 特 定 寄 附)													
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附													
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附							2	0	0	0	0	0	✓
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							2	0	0	0	0	0	✓
(寄 附 の うち 寄 附 あ っ せ ん に よ る も の)													
イ 政 党 匿 名 寄 附													
合 計 (ア + イ)							2	0	0	0	0	0	✓

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額										備考				
政経懇談会			十億			百万	6	7	7	千	0	0	0	円	
/															
この頁の小計							6	7	7		0	0	0		
合計							6	7	7		0	0	0		

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額										年月日	主たる事務所の所在地	備 考
		十億		百万		千				円			
自由民主党山口県支部連合会部						7	0	0	0	0	6.10.15	山口市天花1丁目5-22	
／											／	／	
こ の 頁 の 小 計						7	0	0	0	0			
合 計						7	0	0	0	0			

(その6)

(6) その他の収入

[illegible]

(その7) ✓

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		3. 政治団体						
寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額										年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備 考				
自由民主党山口県第三選挙区支部			十億			百万	2	0	0	千	0	0	0	円	6.10.9	下関市貴船町4-8-18	林 芳正	
／															／	／	／	
こ の 頁 の 小 計							2	0	0		0	0	0					
そ の 他 の 寄 附													0					
合 計							2	0	0		0	0	0					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目				金 額								備 考	
1	経 常 経 費			十億			百万			千		円	
	(1) 人 件 費												
	(2) 光 熱 水 費							3	0	0	0	0	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費												
	(4) 事 務 所 費							8	3	1	5	5	
小	計							1	1	3	1	5	5 /
2	政 治 活 動 費												
	(1) 組 織 活 動 費							2	5	8	7	1	7 /
	(2) 選 挙 関 係 費												
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												
	ア 機関紙誌の発行事業費												
	イ 宣 伝 事 業 費												
	ウ 政治資金パーティー開催事業費							5	2	0	1	0	1 /
	エ そ の 他 の 事 業 費												
	(4) 調 査 研 究 費												
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金												
	(6) そ の 他 の 経 費												
小	計							7	7	8	8	1	8 /
合	計							8	9	1	9	7	3 /

(その15) ✓

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分				組織活動費 /		(組織活動費)		
支出の目的	金 額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	備考				
活動費			十億			百万		5	0	千	0	0	0	円	6.6.15	藤田博子	美祢市大嶺町北分654	
活動費								5	0		0	0	0		6.6.17	徳並良治	美祢市於福町上4172-2	
/															/	/	/	
この頁の小計								1	0	0	0	0	0		/			
その他の支出								1	5	8	7	1	7					
合 計								2	5	8	7	1	7					

(その15) /

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分				政治資金パーティー開催事業費 / (政経懇談会)				
支出の目的	金 額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	備考				
会場費			十億			百万	5	0	0	千	0	0	0	円	6.11.5	美祢グランドホテル	美祢市大嶺町東分270-1	
/															/	/	/	
この頁の小計							5	0	0		0	0	0		/			
その他の支出								2	0		1	0	1					
合 計							5	2	0		1	0	1		/			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 12 日

政治団体の名称 自由民主党 美祢支部

会計責任者の氏名 秋山哲朗

代表者の氏名
（解散の場合に限る。）

（備 考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。